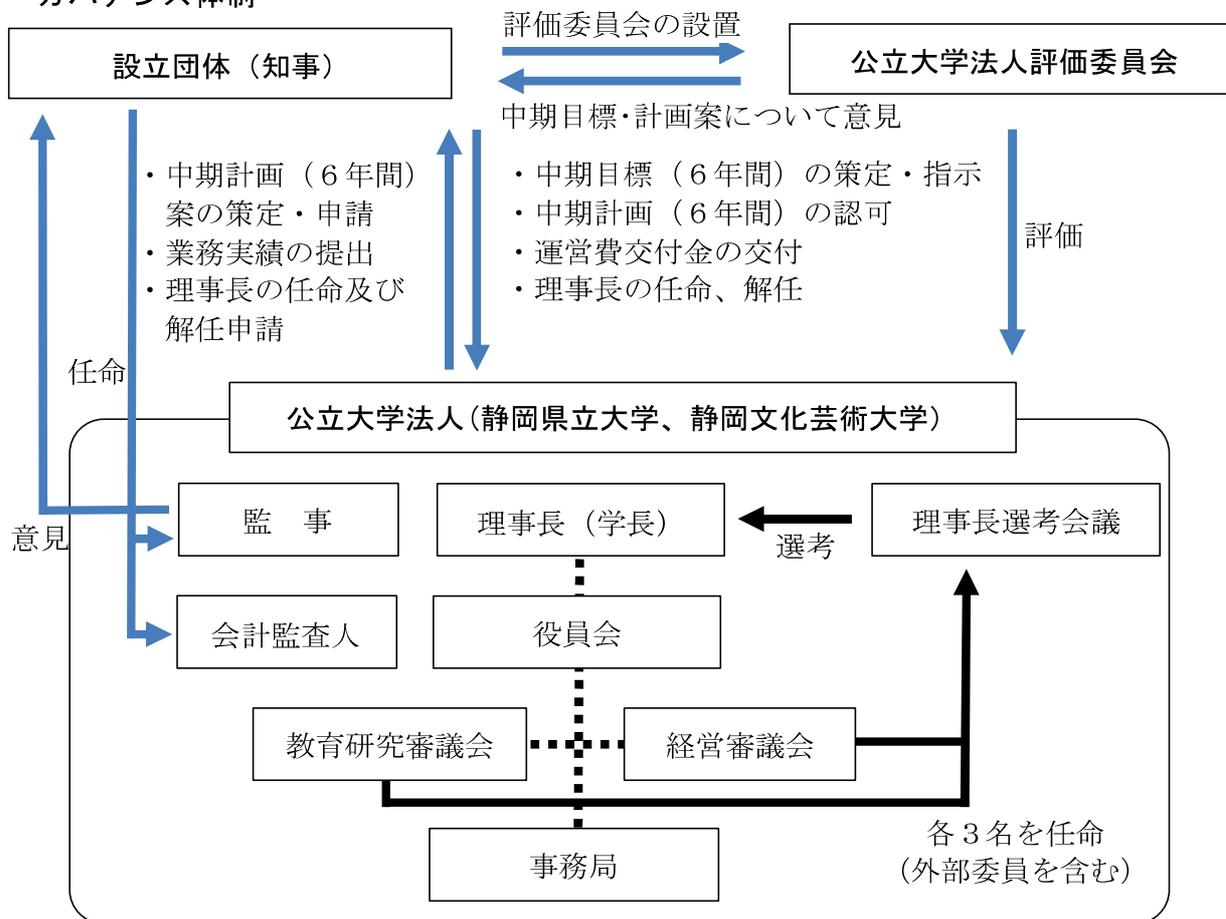


静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学のガバナンス体制

1 ガバナンス体制



2 制度概要

(1) 理事長の任命・解任

<任命>

- ・理事長選考会議の選考に基づく法人の申出により、県（設置者）が任命する
- ・理事長の任期は、法人ごとの規程で定める
 県大：3年（再任：3年）、文芸大：4年（再任：2年）

<解任>

- ・県は、職務上の義務違反、業務実績の悪化等があるときに解任できる（地独法）
- ・法人は、理事長選考会議の議決により、県に解任の申出を行う（法人規程）

規程等	県大	文芸大
定款	・経営審議会及び教育研究審議会の委員から構成 (各3名・外部委員を含む)	
理事長選考会議規程	・審議が必要又は委員の過半数から請求がある場合に招集 ・2/3以上の賛成により、県に理事長解任を申出	
その他の法人規程	・以下の場合には速やかに審議 ①職務上の義務違反、業務実績の悪化等があるとき（地独法に準拠） ②経営審議会又は教育研究審議会から請求があるとき	

(2) 監事・会計監査人の監査

- ・ 県は、監事及び会計監査人（公認会計士又は監査法人）を選任する
- ・ 監事は、法人の規程に基づき、法人の業務について監査を実施する
- ・ 会計監査人は、会計基準に基づき、財務諸表等について監査を実施する
- ・ 会計監査人は監査に際し、役員の不正等を発見したときは、遅滞なく監事に報告しなければならない

規程等	県 大	文芸大
監事監査規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室及び会計監査人と協議又は意見交換 ・ 監事は、役員会に出席して意見を述べるができる ・ 重要な報告書、評価委員会からの重要文書等については、監事に回覧しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室及び会計監査人と協議又は意見交換 ・ 監事は、役員会及び法人の経営に関する重要な会議・委員会に出席して意見を述べることができる（R7.4 施行予定） ・ 重要な報告書、評価委員会からの重要文書等について、監事は閲覧することができる
その他 (各法人の取組等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室を設置し、監事に対し説明等を実施 ・ 監事に、経営審議会へのオブザーバー参加を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室を設置し、監事に対し説明等を実施 ・ 監事に、経営審議会への出席を依頼

(3) 内部監査等

- ・ 法人ごとの規定に基づき、内部監査等を実施する
- ・ 公益通報への対応、通報者の保護等に関する規程を整備
- ・ 県の窓口を通じて、県民意見を収集

規程等	県 大	文芸大
内部監査規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長が必要と認めた事項について、監査室が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室が所掌し、理事長が指名した者が実施
公益通報等への対応	<p>【研究不正防止規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・産学連携推進室等に告発及び相談に関する窓口を設置 ・ 窓口は秘密を守るため適切な措置を講じなければならない <p>【公的研究費等の取扱いに関する規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部等に告発及び相談に関する窓口を設置 <p>【ハラスメントの防止及び対策に関する規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を設置 ・ 相談員を配置 	<p>【公益通報者保護規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務室に窓口を設置 ・ 通報を理由に公益通報者に対する不利益取扱いを行ってはならない ・ 通報内容、調査・是正措置内容等について、役員及び監事に報告しなければならない ・ 職員等以外の者からの通報については、公益通報の例に準じて取り扱う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の窓口を通じた、県民意見の収集（県民のこえ） 	

3 第3回評価委員会終了後の確認事項

- ①非常勤の監事の権限行使をどのように担保していくのか
- ②学外委員等にどのように意見をもらい、法人運営に反映させていくか
- ③学外委員等から意見をもらうための、内部からの情報提供
- ④法人の監事や理事等と県の間のコミュニケーションの有無や在り方

【法人の取組状況】

① 監事 の 権 限	<p>【役員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会開催前に資料を事前送付し、質疑があれば対応 ・役員会開催当日に事前説明を実施 <p>【監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事に対し、資料提出・説明等を監査室が実施 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会以外の学内会議への参加 <p>(県大) 経営審議会へのオブザーバー参加を要請 (文芸大) 監事監査規則に「法人の経営する重要な会議又は委員会に出席して意見を述べることができる」ことを明記 (R7. 4. 1 施行予定)</p>
② 学外 意見 の 反 映	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席率を高めるため、オンライン参加に対応 ・議題の審議に加え法人の取組を報告するとともに、外部委員の意見・指摘を受け、業務等の改善を行うPDCAサイクルを構築 <p>(県大) 経営審議会での発言を踏まえ、「学生の県内就職率」「企業と共同での特許出願数」等の評価指標を中期計画(案)に設定 企業との共同研究における間接経費率の引上げに関する助言</p> <p>(文芸大) 教員採用に関する事前報告 (意見次第で保留・再審議) 寄附の強化を図るよう意見があり、広報等の強化に加え、遺贈による寄附に円滑に対応するための協定を金融機関と締結</p>
③ 情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・学外委員に対し、会議前に資料を事前送付し、質疑があれば対応 ・学外委員に対し、会議当日に事前説明を実施 ・審議事項に加え、大学の取組や研究成果、課題等の報告を実施 ・議事録をホームページ上で公開 ・毎年度、学生数・就職率・研究費・経営状況・地域連携実績等をまとめたデータ集(ファクトブック)を作成し、ホームページ上で公開
④ 県と の 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤理事、事務局長をはじめ、関連部署との情報共有、意見交換を随時実施 ・県職員の派遣 (原則3年間) (R6 : 県派遣職員数/事務職員数) 県大 : 35/90 文芸大:13/75 ・会計監査人から県に対し、監査計画等の説明を実施 ・会計監査人と監事、法人の三者による意見交換会を実施

静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学のガバナンス

1 櫻井委員長からの確認事項（第2回評価委員会終了後）

- ・両大学の経営組織上のガバナンスの責任者
- ・ガバナンス責任者の勤務実態（常勤か非常勤及び勤務時間）
- ・社外理事（学外の非常勤理事）の理事会出席頻度、発言内容
- ・監査法人の監査の頻度、深度・経営委員会のような外部の意見を聞く組織がある場合、開催頻度及び議論の内容

2 両法人の状況 ※詳細は別紙のとおり

- ・地方独立行政法人法（第13条）に定められた監事が、法人の業務を監査している。
- ・地方独立行政法人法（第77条）に定められた審議機関（経営審議会、教育研究審議会）を通じて透明性の確保や意思決定を担保している。

	静岡県立大学	静岡文化芸術大学
ガバナンスの責任者	理事長、監事、役員会及び経営審議会等の審議機関	・理事長、役員会及び経営審議会等の審議機関 ・ガバナンスの監視者としての監事
監事	2名 非常勤（役員会等に出席し、年13～14回） ※毎回発言あり	2名 非常勤（役員会等に出席し、年12回） ※毎回発言あり
学外理事	1名 非常勤（役員会等に出席し、年13～14回） ※毎回発言あり	2名 非常勤（役員会等に出席し、年12回） ※毎回発言あり
会計監査人 （指示や意見を反映させる機会）	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施
その他の外部の意見を聞く機会	・経営審議会（年4～5回開催） （7名中5名が学外委員） ・教育研究審議会（月1回開催） （26名中2名が学外委員）	・経営審議会（年3～4回開催） （11名中6名が学外委員） ・教育研究審議会（月1回開催） （17名中2名が学外委員）

3 設置者（県）としての対応案

- ・両法人の中期計画の指標において、公立大学ガバナンス・コードに示されている内容のうち、必須だと思われる内容を落とし込む。
- ・公立大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書の提出を求める。

○各法人の状況

参考：令和6年度第3回評価委員会(R6.10)資料

項目		県大	文芸大
共通	法人におけるガバナンスの責任者	理事長、監事、役員会及び経営審議会等の審議機関	理事長、役員会及び経営審議会等の審議機関。ガバナンスの監視者としての監事
	人数	2名	2名
	勤務実態	・非常勤 ＜勤務頻度＞ ・役員会 年13～14回（月1～2回）各1～2時間程度 ・経営審議会 年4～5回各1～2時間程度 ・監事監査（決算監査、中間決算監査）年4回各半日 ・会計監査人の監査説明（監査結果、監査計画）年2回各1～2時間程度	・非常勤 ＜勤務頻度＞ ・役員会（月1回）各1～1.5時間程 ・経営審議会（年3～4回）各1時間程 ・会計監査人及び法人との意見交換（年1回） ・法人との意見交換（年1回） ・内部監査（年2回） ・会計監査人との意見交換（年1回）
	指示・意見を反映させる機会	役員会、経営審議会、監事監査及び会計監査人の監査説明	役員会、経営審議会、会計監査人及び法人との意見交換、法人との意見交換、会計監査人との意見交換、内部監査報告に対する意見表明 ※本学の監査については三様監査体制（監事監査、会計監査人監査、内部監査）
	役員会の出席率（令和5年度）	14回実施 監事2名ともに13回出席	13回実施 監事2名共に13回出席
	法人における担当	監査室	監査室、総務室法人係
学外理事	役員会における発言	毎回発言あり（経営財務室確認）	毎回発言あり（総務室確認）
	人数	1名	2名
	勤務実態	・非常勤 ＜勤務頻度＞ 役員会（月1～2回程度） 経営審議会（年4～5回）	・非常勤（教育未来担当、研究未来担当） ＜勤務頻度＞ 役員会（月1回程度） 経営審議会（年3～4回）
	指示・意見を反映させる機会	役員会（月1～2回） 経営審議会（年4～5回）	役員会（月1回） 経営審議会（年3～4回） その他、理事長と随時非公式に意見交換
	役員会の出席率（令和5年度）	14回実施 11回出席 （3回の欠席のうち、1回は天候不良により交通機関の運転見合わせによるもの。）	理事① 13回実施 11回出席 理事② 13回実施 9回出席
	法人における担当	経営人事室	総務室
会計監査人	役員会における発言	毎回発言あり（経営財務室確認）	毎回発言あり（総務室確認） ※特に教育、学生の権利保護、人事案件について発言
	指示や意見を反映させる機会	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施
その他	役員会のような外部の意見を聞く機会がある場合、その開催頻度や議論の内容	<p>【役員会（月1～2回開催）】 （7名中1名が学外理事、2名が監事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項 ・法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・県立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ・職員の人事の方針に関する事項 ・その他役員会が定める重要事項 <p>【経営審議会（年4～5回開催）】 （7名中5名が学外委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの ・その他法人の経営に関する重要事項 <p>【教育研究審議会（月1回開催）】 （26名中2名が学外委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。） ・教育課程の編成に関する方針に係る事項 ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する事項 ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・その他県立大学の教育研究に関する重要事項 	<p>【役員会（月1回開催）】 （6名中2名が学外理事、2名が監事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び法人が設置する静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の管理及び運営に関する基本方針 ・年度別事業計画 ・教員人事の決定 ・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項・学生納付金の金額の設定及び改定 ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ・教員研究費の配分の基本方針 ・他大学及び研究機関との交流又は提携に関する基本方針 ・学則等の重要な諸規定の制定及び改廃 ・寄附金品の募集に関する事項 ・その他重要と認めるもの <p>※なお、旧来の教育研究担当理事の分掌は、学長と副学長が協働で担当する方式（R4.6以降）。それゆえ、副学長は毎回陪席。</p> <p>【経営審議会（年3～4回開催）】 （11名中6名が学外委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの ・その他法人の経営に関する重要事項 <p>【教育研究審議会（月1回開催）】 （17名中2名が学外委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※浜松市長や浜松商工会議所会頭など ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。） ・教育課程の編成に関する方針に係る事項 ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する事項 ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・その他文化芸術大学の教育研究に関する重要事項